

助 成 金 情 報

助成金の名前	雇用調整助成金		
一言説明	不景気で休業等を行った会社に対し休業手当の補助		
受給見込み金額		お奨め度	

もう少し詳しい説明

受給要件	<p>景気変動等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った会社に対し休業手当等の補助として支給される</p> <p>「事業活動の縮小」とは、最近6ヶ月の生産量などの事業活動を示す指標の平均値が前年同期に比べ10%以上減少しており、雇用保険被保険者数が前年同期に比べ増加していないことを言います。</p> <p>これには、季節的変動、事故や法令違反による行政処分等での事例は含みません。</p> <p>また、休業等を行う2週間以上前に職安へ実施計画を提出し、職安の現地調査を受けた上で休業等の措置を行う手続きとなります。2回目以降の休業開始もその都度必要となりますが、この場合は前日までとなります。</p> <p>ここで言う「休業」とは事業の休止だけでなく、1日あるいは数日程度の休みも含めています。また、このような場合、会社は平均賃金の6割に当たる休業手当を支給しなければいけません。</p> <p>残業や休日出勤を行うような場合、年間所定労働日数を前年と比べ増加させる場合はこの助成金を受給できませんので、ご注意ください。</p>
受給できる金額	
必要な手続き	休業等実施計画・支給申請
解雇による制限	なし ・ あり （ 6ヶ月 ・ その他 ）

この情報はわかりやすく伝えるため、詳細な条件については省略していますので、その都度ご確認ください。また、その確認の結果、受給の可能性の判断まではできますが、確実なものがないことをご了承ください。